

# J R肥薩線坂本駅再整備調査検討業務委託仕様書

## 1 業務名

J R肥薩線坂本駅再整備調査検討業務

## 2 背景及び業務の目的

J R肥薩線は、熊本県八代市の八代駅から鹿児島県霧島市の隼人駅に至る、九州旅客鉄道（以下「J R九州」という。）の鉄道路線であり、このうち、八代駅から吉松駅間は、令和2年7月豪雨により被災し、現在も運転を休止している。

休止区間の中にある熊本県八代市の坂本駅は、令和2年7月豪雨で、そばを流れる球磨川の大規模な氾濫により、駅舎の浸水や線路の流出などの被害を受けた駅であるが、現在は、周辺一帯のかさ上げ工事により、駅は周辺の土地や道路と比べて低い位置に残されている状況。

一方、休止区間のうち、「川線」と呼ばれる八代駅から熊本県人吉市の人吉駅間については、国、熊本県、J R九州及び地元市町村とともに、復旧方法及び復旧後の持続可能な利活用策等について協議を重ね、令和7年4月1日、熊本県は、J R九州と「J R肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書」を取り交わした。復旧に向けては、県及び地元市町村が連携して、「J R肥薩線復興アクションプラン」を進めることとしている。

同プランにおいては、施策「生活・交流拠点としての駅再整備」の中で、坂本駅周辺一体となったまちづくりを目指す姿として掲げているものの、かさ上げを含む坂本駅の復旧の方向性が決まっていない状況。

そのため、本委託事業においては、坂本駅及び駅周辺の再整備等に向け、現状や課題を調査分析したうえで、J R肥薩線（八代～人吉間）の復旧後の坂本駅一体のまちづくりの方向性について検討を深めることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

## 4 業務内容

受託者は、「J R肥薩線復興アクションプラン」、「八代市坂本町復興まちづくり計画」及びJ R肥薩線事業間連携工事のスケジュール等を踏まえ、次の業務を行う。

### （1）現状分析

現状分析として、八代市や周辺住民等に対して、坂本地区のまちづくりや駅の再整備等に関するヒアリングを行う。

## (2) リスク分析・課題整理

坂本駅は、駅設備、駅舎及び駅前広場一帯の土地が周辺の道路や土地と比べて低い位置にある。この一帯の土地のかさ上げ工事について、次の①～②のパターンごとにリスク分析及び課題整理を行う。

### ①かさ上げを実施する

※実施する範囲や規模、箇所等の違いによってそのリスクや課題が異なると見込まれる場合は、さらにパターンを細分化すること。なお、かさ上げの検討対象は駅舎及び駅前広場であり、線路の線形や勾配は変更しない想定であることから、本業務の対象外とする。

※かさ上げの実施に伴い、駅舎を含む駅設備の再建設又は移設の可能性が想定される場合は、再建設又は移設を行うか否かのパターンを分けること。

### ②かさ上げを実施しない

ただし、上記①、②のいずれのパターンにおいても、駅設備周辺の内水処理のために排水設備の整備が必要になると考えられていることから、その点は考慮すること。

## (3) 実施内容等の検討・整理

上記(2)①～②のパターンについて、次の①～③の点を重点的に検討し、実施主体、実施方法、実施期間を整理する。

### ①自然災害等発生時の安全性

- ・ 駅および周辺環境における自然災害リスクを総合的に評価する。
- ・ 周辺道路・河川の整備状況、地形、排水能力等を踏まえ、豪雨、台風、暴風雪などの大規模災害時における駅舎の浸水リスク等を整理する。
- ・ 災害発生時の被害想定を想定される複数パターン（例：軽微な浸水、駅舎床上浸水、線路流出等）ごとに、次の事項を明確化する。

- 被害の程度
- 復旧に要する期間
- 駅利用者・地域への影響

### ②駅利用者にとっての利便性

- ・ かさ上げ及び設備整備が利用者の動線や待合環境等における快適性に与える影響を評価する。

＜かさ上げや設備整備等による動線・待合環境への影響の例＞

- 新たな段差や迂回動線が生じないか
- 通路や待合スペースが狭くならないか
- 乗降時間や混雑状況が悪化しないか
- ・ 子ども、高齢者、身体障がい者など、多様な利用者に配慮し、誰もが利用しやすい駅を実現するため、バリアフリー動線や視認性、安全な歩行空間を確保できるか確認する。

### ③維持管理上の課題

- ・ 運行再開後に県および地元市町村が鉄道設備を管理することを前提に、維持管理の負

担を整理し、長期的な維持管理の可能性を検討する。

- ・災害発生等で被害を受けた場合に想定される復旧費、復旧期間等を整理し、財政的・運営的な影響を評価する。

#### ④実現可能性

- ・計画の実施にあたり、都市計画法、建築基準法、鉄道事業法、河川法、バリアフリー法等の関連法令に照らし、計画の適合性、必要な許認可、制約となり得る事項を整理する。

#### (4) 概算事業費の算出

上記(2)①、②を実施する場合の概算事業費(初期投資額)を算出する。また、算出にあたり必要な測量を実施する。

なお、かさ上げ工事の他、駅舎の改修費等も算定に含めるものとする。

#### (5) 説明対応

本業務委託で整理した事柄について国、JR九州、地元市町村等から説明を求められた場合は、委託者の指示に従い対応する。

### 5 成果品

#### (1) 提出物

- ①中間報告書(上記4(1)(2)の成果をとりまとめたもの) 一式
- ②業務報告書 一式
- ③上記①②の電子データ 一式

#### (2) 納入期限

令和9年(2027年)3月19日(金)

ただし、上記(1)①の中間報告書の納入期限は、令和8年(2026年)10月30日(金)とする。

#### (3) 納入場所

熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課

### 6 その他特記事項

- (1) 成果物(電子データを含む。)及び本業務の実施により生じる著作物等に関する著作権及び使用权は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの仕様、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を委託者の許可なく漏らしてはならない。業務委託契約期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、委託者と十分協議のうえ決定する。

(4) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。